

(仮称) 宮越・湯ノ岱風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査について、2024年11月より鳥類（希少猛禽類）の定点調査を実施しています。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることを踏まえてご回答願います。	ご指摘のとおり、情報アクセスの利便性の向上は重要であると考えておりますが、縦覧期間後の環境影響評価図書の継続的な公表については、ノウハウや技術流出による競争力の低下に繋がるため、控えさせていただいております。 一方で、地域住民の皆様との情報交流は重要であると捉えておりますので、事業計画や配慮書手続の概要を記した「計画段階環境配慮書のあらまし」を、配慮書縦覧期間中に縦覧箇所において配布することや、縦覧期間後も中部電力ホームページにおいて閲覧及びダウンロードを可能としています。なお、北海道電力及びカナデビアのホームページにも中部電力の当該ホームページへのリンクを掲載していますので、各社ホームページからもアクセスすることが可能です。 今後も引き続き、地域住民の皆様へは積極的なコミュニケーションを図り、事業計画の説明を丁寧に行い、ご理解を得られるよう努めていきます。
			2次	①図書の縦覧者数とインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれお教え頂けますでしょうか。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。 ②今後、地域住民の方などから、配慮書の内容を確認したいとの要望があった場合に、どのような対応を想定されているかについて、ご教示ください。	①図書の縦覧者数については以下のとおりです。 ・縦覧箇所での図書縦覧者数：1名 ・インターネットによる電子縦覧アクセス数 〔配慮書〕：552回 〔要約書〕：146回 上記数値より、縦覧箇所での縦覧者数に比較して電子縦覧のアクセス数の方が非常に多いため、相互理解に向けてはインターネットを用いた情報の提示が効果的であると認識しています。 ②地域との相互理解の取組みとして、地元行政はもとより地元自治会長等を適宜訪問し、検討進捗についてご説明させていただいております。配慮書の内容を確認したいとのご意見をいただいた場合には、ご意見の内容に応じ中部電力ホームページに掲載している「計画段階環境配慮書のあらまし」を用いて丁寧にご説明することや、地域住民からご要望をいただいた場合は説明会等を開催し、ご理解を得られるよう努めていきます。 なお、配慮書作成時に地元自治会長を通じて自治会向けの説明会の可否をヒアリングしたところ、そのような要望はございませんでした。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体や住民の皆様には事業についてご理解いただくことは大変重要と考えており、自治体への情報提供はもとより、自治会や地権者をはじめとした地域の皆様に対しても個別に事業計画を説明し、単に事業の推進の観点によらずご意見を伺う等、様々な観点で取り組みを進めています。 今後とも、可能な限り丁寧な説明やご理解が深まる機会の創出に努めるとともに、幅広くご意見を伺いながら頂戴したご意見に真摯に対応させていただくこと等を通じ、相互理解が深まるよう努めていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 また、方法書以降の図書においては、ネイチャーポジティブに係る取組についても記載されることを想定されているかをご教示ください。	環境影響評価の手法を通じて、動物・植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しています。なお、方法書以降の手法において、ネイチャーポジティブに係る取組の記載を検討します。
			2次	令和5年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とされているため、単に現状の自然環境を維持するだけではなく、自然環境を回復させることを意味していると認識しております。このことも踏まえて取組の具体的な検討を行うことについて、事業者の見解をご教示ください。	昨今の気候変動による生物多様性への影響は大きく、ネイチャーポジティブを実現するうえで、再生可能エネルギーを導入していくことは重要であると認識しております。 今後、専門家からの意見をヒアリングしながら、再生可能エネルギーとネイチャーポジティブの相乗効果をもたらす具体策について検討していく考えです。
2-2	4	2.2.5 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であるとされる地域	1次	関係市町村は、上ノ国町のみとされていますが、第4.3-9図 主要な眺望点と可視領域の位置関係（p247）によると、江差町、厚沢部町、木古内町、知内町及び福島町も垂直見込角1度の範囲に含まれています。このため、これらの町が関係市町村に該当するかについて、どのような検討をされたのかをご教示ください。	配慮書の作成にあたっては、江差町、厚沢部町、木古内町、知内町及び福島町に対して、事業者にて検討した垂直見込角1度の範囲及びその範囲に含まれる主な眺望点をご説明させていただき、その後、各町にご検討いただいたうえで関係自治体に含めることは必要はないというご回答をいただきました。その結果も踏まえて関係自治体に該当しないという判断をいたしました。なお、上ノ国町以外の各町にご説明した主な眺望点は観光パンフレットや町のホームページ等を参考に以下のとおり検討しました。（江差町）えさし海の駅開陽丸、かもめ島、道の駅江差・繁次郎浜、（厚沢部町）道の駅あつさぶ、太鼓山、松前氏城跡館城跡、（木古内町）薬師山、木古内の坊公園、道の駅みそぎの郷きこない、みそぎ浜、北海道新幹線ビュースポット、（知内町）重内展望台、小谷石展望台、矢越山荘、道の駅しりつち、（福島町）大千軒岳
2-3	6	第2.2-2 図 事業実施想定区域の位置	1次	範囲ではなくラインで示されている道路の箇所について、それぞれ既存の道路から左右何m程度の拡幅等の改変工事を行う可能性があるのか、現時点の想定で構いませんのでご教示ください。	現時点では工事計画の熟度が低いことから具体的にはお示しできませんが、今後、輸送路調査ほか各種調査の結果等を踏まえて、工事に必要な道路幅員等を定め、拡幅の要否と程度を検討します。
2-4	13	第2.2.-6 図 事業実施想定区域の検討手順	1次	①法令等の制約を受ける範囲として、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域について、確認されなかった理由をご教示ください。 ②第2.2-9図には、記念保護樹木の位置が示されていますが、確認された法令名をお示しください。また、当該情報について、どのような制約を受けるとの考えから確認されたのかをご教示ください。	①配慮書第2章の「事業実施想定区域の検討手法」においては、保安林や砂防指定地、指定文化財のような開発規制に関わる指定地等を対象としています。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域については、配慮書第3章の環境法令等の整理において指定区域を把握しています。 ②記念保護樹木については、「北海道自然環境等保全条例」により、郷土の記念のための保護が必要とされていることもあり法令等の制約を受ける範囲の確認の対象としました。 また、事業実施想定区域周辺には記念保護樹木である「逆さ水松（上ノ国町桂岡 愛宕神社）」が存在し、上記条例の制約を受ける可能性があるものとの考えから確認しています。なお、第2.2-6図「法令等制約」及び下部注釈において記載が不足していますので、方法書において修正します。
2-5	16	第2.2-9 図 法令等の制約を受ける範囲	1次	凡例に「鳥獣保護区等」とありますが、「等」の内容をお示しください。	「等」については、不要であるため方法書以降の手法において削除します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	18	第2.2-2表 事業実施想定 区域の設定の 検討結果の概 況	1次	<p>①鳥獣保護区及び埋蔵文化財包蔵地について、「事業実施想定区域に存在する範囲を可能な限り小さくなるよう検討」したとされていますが、除外が可能であるかについて、どのような検討をされたのかを具体的にお示しいただき、事業実施想定区域とこれらの範囲が重複しないような区域設定ができなかった理由をご教示ください。</p> <p>②保安林について、「事業実施想定区域に存在する範囲を可能な限り小さくなるよう検討」したとされていますが、事業実施想定区域の大半が保安林となっています。第3章では、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林が事業実施想定区域内に存在するとされています（P184）が、保安林との重複範囲について、具体的にどのような検討を行った結果、現在の区域設定よりより小さくすることができなかったのかをご教示ください。また、保安林を所管する関係機関との協議状況についてもご教示ください。</p> <p>③住宅等について、「事業実施想定区域に存在しないよう」検討する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>④住宅等について、「事業実施想定区域に存在する住宅等を可能な限り少なくなるよう検討」したとされていますが、除外が可能であるかについて、どのような検討をされたのかを具体的にお示しください。</p> <p>⑤住宅等について、「風力発電機設置想定範囲との離隔が可能な限り広くなるよう検討した」とのことであり、第3.2-7図（P141）によると、最短の離隔距離は0.5kmとされていますが、十分な離隔があると判断された根拠をご教示ください。</p> <p>⑥検討対象エリアにおいて記念保護樹木が1箇所存在する（P12）ことについて、検討結果の概要をお示しください。なお、事業実施想定区域内に記念保護樹木が存在するのかを明記願います。</p>	<p>①鳥獣保護区及び埋蔵文化財包蔵地について、事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、風力発電機設置想定範囲にアクセスするための輸送路として道路拡張や改良を伴う既存道路の活用や、工事中の風力発電設備の土地の改変を伴う一時保管箇所としての活用等の可能性を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定しています。配慮書P18に記載のとおり、今後の事業計画、工事計画において、必要に応じてさらに区域を絞り込むよう検討します。</p> <p>②保安林について、事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、風力発電機設置想定範囲にアクセスするための輸送路として道路拡張や改良を伴う既存道路の活用や、現地の地形条件から工用道路の新設等の可能性のある範囲を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定しています。配慮書P18に記載のとおり、今後の事業計画、工事計画において、必要に応じてさらに区域を絞り込むよう検討します。また、保安林を所管する、渡島総合振興局西部森林室、北海道森林管理局檜山森林管理署のほか保安林範囲の土地を所有する地権者や関係機関の上ノ国町、檜山南部森林組合には事前に事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲についてご説明させていただいています。</p> <p>③住宅等について、事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、既存道路沿い及び住宅等に隣接する範囲を工事中の風力発電設備の土地の改変を伴う一時保管箇所としての活用等の可能性を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定しています。なお、作図の都合上、住宅等が事業実施想定区域に含まれている箇所がありますが、住宅等を改変することは現時点では考えていません。配慮書P18に記載のとおり、今後の事業計画、工事計画において、必要に応じてさらに区域を絞り込むよう検討します。</p> <p>④住宅等が多く存在する宮越地区、湯ノ岱地区及び小森地区においては、事業実施想定区域に含まれる住宅等が少なくなるよう事業計画、工事計画と照合しながら検討し、既存道路付近のみを事業実施想定区域として設定しました。</p> <p>⑤「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省、2011年）において、「苦情等を寄せている者のうち、風力発電設備から最も近い住宅までの距離は400m未満が最も多い」とされていることを踏まえると、配慮書で掲載している風力発電機の設置想定範囲から最寄りの住宅まで500mの離隔距離は妥当であると考えています。今後の方法書以降の手続では、住宅との離隔距離をさらに確保できるように風力発電機等の配置を検討します。</p> <p>⑥記念保護樹木（逆さ水松）は、事業実施想定区域に存在しないよう検討しました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	18	第2.2-2表 事業実施想定 区域の設定の 検討結果の概 況	1次	⑦植生自然度10及び9の範囲については、第3章以降（P116等）で示されていますが、事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲を設定するにあたり、これら植生自然度の高い範囲を確認し、除外することを検討されなかった理由をご教示ください。	⑦現時点では事業計画や工事計画の熟度が低いことから、変更の可能性のある範囲を広く設定しています。そのため配慮書第3章以降に掲載しているとおり、事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲に植生自然度10及び9が分布していますが、植生自然度10については最も優先的に保全を図るべき植生と認識しているため、方法書以降の手続では、現地の状況をしっかりと確認し、必要に応じて専門家の意見もヒアリングのうえ、変更範囲から除外することを前提に検討します。また植生自然度9については配慮書P239に記載のとおり、方法書以降の手続において今後の事業計画、工事計画で可能な限り土地変更の最小化を図ることを検討します。 このように、今後の手続において土地変更の最小化を図る考えであるため、事業実施想定区域検討時には区域からの除外対象とはしませんでした。
			2次	1次回答⑦において、「植生自然度10については最も優先的に保全を図るべき植生と認識している」とされていますが、そのように判断されている理由（根拠とされている文献等がある場合は、その名称等を含む。）をご教示ください。 なお、第4.3-20表（p227）等に記載されているとおり自然度区分について、植生自然度10は自然草原であり、植生自然度9は自然林であることを踏まえて、ご回答ください。	植生自然度10は、環境省自然環境局生物多様性センターの調査結果より、国土の1%程度の割合となっていることから、1次回答⑦にて「最も優先的に保全を図る」旨を記載しました。第4.3-20表（p227）等に記載した自然林（ブナ林等）の自然度9が多層の植物社会を形成する自然植生であるのに対して、植生自然度10のササ草原は単層の自然植生であることも考慮して、今後の事業計画、工事計画を検討していきます。
2-7	21	第2.2-3表 風力発電機の 概要	1次	①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。 ②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されることを想定されているが、事業者の見解をご教示ください。 ③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。	①現時点では事業計画の熟度が低いため、機種選定の見込みについてはお示しできませんが、今後の検討においてバードストライクやバットストライクの発生の恐れがある場合は、それらの発生の防止のため、方法書以降の手続において専門家から助言・指導をいただきながら、風車の機種選定も含め対応を検討します。 ②現時点では風車の最大高さやローター直径等については、広く採用の可能性がある機種を考慮して記載しています。今後の検討においてバードストライクやバットストライクの発生の恐れがある場合は、それらの発生の防止のため、方法書以降の手続において専門家から助言・指導をいただきながら、風車の機種選定も含め対応を検討します。 ③騒音対策について、今後、住宅からの距離に留意して風力発電機の基数や配置を具体化しつつ対策を検討することを基本としますが、必要に応じてギアレスの風車等、騒音対策を施した風車の機種選定も含め対応を検討します。
			1次	風力発電機の配置計画は現在検討中とのことですが、方法書において風力発電機の設置予定位置を示すことについて、事業者の見解をご教示ください。 なお、発電所に係る環境影響評価の手引においては、方法書の作成に関し、「発電所アクセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい。」とされていることを踏まえた回答としてください。	風力発電機の配置計画について、今後、各種調査等を経て具体化する検討を行います。設置予定位置については、方法書においてお示しできるように努めます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-9	22	1. 工事内容	1次	<p>①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することではなく、残存しており、これらの残存個体群がなかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p> <p>③資機材搬入路工事にし、事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどご教示ください。 また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。</p>	<p>①緑化の手法等については、早期緑化による生物多様性の低下リスクを鑑みて、専門家から助言・指導をいただくとともに関係機関（森林所有者や管理者等）と協議しながら検討します。</p> <p>②ご記載のとおり、今後の事業計画や工事計画において、斜面・法面緑化工を計画する場合、早期に専門家に相談のうえ、適切な緑化検討に努めます。</p> <p>③事業実施想定区域内における既存道路の使用の可能性がある範囲を別紙にお示しします（図2-9）。なお、現時点では事業計画、工事計画の熟度が低いため、道路の新設の計画についてはお示しできません。今後、道路管理者等と必要な協議を実施のうえ、新設する道路や使用する既存の道路の詳細を方法書においてお示しできるように努めます。</p>
			2次	<p>1次回答①について、外来種（国内外来種を含む。）を基本的に用いない方向で緑化手法を検討していくという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>緑化手法等については、「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン」を参考としながら、早期緑化を基本方針として検討します。なお、外来種の使用については、現時点で検討段階であるため、今後の現地調査結果も踏まえ、早期緑化による生物多様性の低下リスクを鑑みて、専門家から助言・指導をいただくとともに関係機関（森林所有者や管理者等）と協議しながら具体化します。</p>
2-10	22	3. 輸送計画	1次	<p>工事用車両の走行ルートの詳細は、現在検討中であるとして示されていませんが、方法書では示されるのかをご教示ください。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、方法書においてお示しできるように努めます。</p>
			2次	<p>発電所に係る環境影響評価の手引においては、方法書の作成に関し、「工事中における主要な交通ルートについて記載する」とされていますが、どのような場合に方法書で示すことができないのか、ご教示ください。</p>	<p>工事中における主要な交通ルートは、方法書時点での事業計画に基づく主要なルートをお示しする予定ですが、その後の環境影響評価手続、詳細設計等の進捗により、事業計画を変更せざるを得ない場合も考え、工事中における主要な交通ルートの詳細を変更する可能性を考慮し、「工事用車両の走行ルートの詳細」の提示に対して「努める」と回答しました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-11	24 25	1. 他事業風力発電所との関係	1次	<p>事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、発電所の事業概要や、これまでの調査結果、バードストライク・バットストライクの発生状況等の情報は、本事業における環境影響の回避・低減に向けて有益なものとなると考えます。 以上を踏まえ、 ①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>②今後、他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。なお、累積的影響が懸念される環境要素の区分によって対応が異なる場合は区分別にご回答ください。</p>	<p>①北海道庁、環境省ホームページ等を用いて他事業の環境影響評価図書の確認や情報収集に努めています。他事業者と直接の情報共有は現時点では行っていないため、今後他事業者との情報共有に努め本事業への参考としていきます。</p> <p>②累積的影響の評価項目は、騒音、超低周波音、風車の影、動物（鳥類）、景観を想定しています。具体的な対応（予測評価手法等）は方法書以降に記載しますが、基本的には他事業の風車計画（風車位置・規模等）から影響分を算出して本事業の影響分と複合する手法を想定しています。</p>
			2次	<p>①1次回答①において、今後他事業者との情報共有に努めるとされていますが、1次回答②に記載された他事業の風車計画のほか、他事業におけるバードストライク・バットストライクの発生状況（発生の有無だけでなく、発生時の気象状況等を含む）について情報収集することに対する事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②1次回答②において、動物については、鳥類のみを対象とされていますが、コウモリ類は対象とされないのでしょうか。質問番号3-6の1次質問に記載したとおり、事業実施想定区域及びその周辺にはハイリスク種であるコヤマコウモリの分布情報があり、上ノ国町では風力発電機に衝突したと推定される本種個体が発見されているほか、区域周辺にはカグヤコウモリの分布情報もあることを踏まえて、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③1次質問②について、本事業の事業実施想定区域が、他事業の事業実施想定区域と重複しているほか、他事業の対象事業実施区域が周辺に複数存在しており、工事用車両の走行ルートについて、利用区間及び利用期間が重複することは想定されないでしょうか。この観点から、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場に関する累積的影響を評価することについて、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①ご意見のとおり、他事業の風車計画のほか、他事業におけるバードストライク・バットストライクの発生状況（発生の有無だけでなく、発生時の気象状況等を含む）を情報収集することについては、今後の事業計画の検討、予測及び評価、環境保全措置の検討等において大変有用であると認識しています。</p> <p>②コウモリ類の累積的影響については、周辺の他事業者から同様の影響予測結果や事業計画（風車配置）に関する詳細な情報を影響予測の段階で収集しますが、既往事例が乏しいため、有識者に相談のうえ、評価方法について検討していきます。</p> <p>③工事用車両の走行に伴う騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場の累積的影響については、予測評価の時点で周辺の他事業者の工事に関する詳細な情報の収集に努め、有識者に相談のうえ、評価方法について検討していきます。</p>
2-12	25	第2.2-14図区域周辺における既設及び計画中の風力発電事業の概要	1次	<p>第2.2-5表において稼働を開始しているとされている上ノ国第二風力発電所及び江差風力発電所について、方法書では情報収集の上、風車配置を明示するようにしてください。</p>	<p>ご記載のとおり、今後、情報収集を進めて方法書においてお示しできるように努めます。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	36	3. 騒音の状況 4. 振動の状況	1次	<p>環境騒音（振動）、自動車騒音（振動）の状況について、「調査結果は確認できなかった」とのことですが、それぞれどのような資料等を確認されたのかをご教示ください。</p>	<p>「騒音・振動の状況」（北海道ウェブサイト）の記載内容から、当該調査範囲内の騒音・振動の調査結果を確認しました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	39	第3.1-3図 主要な河川、 湖沼及び海域 の状況	1次	風力発電機設置想定範囲内に河川が存在していますが、河川を改変する可能性があるのでしょうか。今後、風力発電機設置予定位置など、土地の改変区域を検討するにあたり、河川との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをご教示ください。	現時点では事業計画の熟度が低く風力発電機設置想定範囲については広く設定していることもあり、風力発電機設置想定範囲が河川に存在していますが、風力発電機の設置にあたって河川を改変することは考えていません。風力発電機の設置予定位置については、河川付近ではなく、山の尾根部付近を基本として検討します。
			2次	①事業実施想定区域内に二級河川や普通河川が含まれていることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。また、風力発電設備などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打合せしてください。 ②国土交通省ウェブサイトを出典とされていますが、方法書作成時には、図の範囲内の河川について、河川管理者に確認の上、河川名を漏れなく記載してください。	①今後、事業計画を具体化するにあたって、河川に影響が及ばないように、まずは回避・低減を検討しますが、それでもなお影響が生じることが想定された場合は除外について検討していきます。また、風力発電設備などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打合せを実施します。 ②配慮書の主要な河川の抽出にあたっては、国土交通省ウェブサイト「国土数値情報ダウンロードサービス」より、2級河川（天の川及びその支流）と普通河川（その他流路に該当する河川）を抽出しました。方法書作成時には、河川名に相違が無いが、記載漏れが無いが等、河川管理者に確認します。
3-3	40 42	(1)河川の水質 (4)地下水の水質 ③ダイオキシン類	1次	2022年度における測定結果は確認できなかったとのことですが、どのような資料等を確認されたのかをご教示ください。 なお、第3.1-15・16表の出典である「公共用水域の水質測定結果(2022年度)」及び「地下水の水質測定結果(2022年度)」は、当該出典の、まえがきに記載されているとおり、水質汚濁防止法に基づき水質測定結果を公表するものであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果を公表するものではないことに留意願います。	「北海道環境白書’24 資料編」（北海道、2024年）の記載内容から、当該調査範囲内のダイオキシン類の調査結果を確認しました。
3-4	47	第3.1-6図 表層地質図	1次	風力発電機設置想定範囲内に断層が存在していますが、今後、風力発電機設置予定位置を検討するにあたり、断層との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをご教示ください。	風力発電機設置位置は今後具体化していきますが、現時点で当該断層については未検討のため、今後の風力発電機の設置検討や設備設計の結果に応じて、風力発電機設置位置を当該断層から一定の離隔を確保すること等を検討します。
			2次	前回審議会でのご回答の確認となりますが、次の事項について、ご教示ください。 ①第3.1-6図に示されている断層については、活断層ではないことを確認済みであるとのことでしたが、どのように確認されたのかをご教示ください。 ②事業実施想定区域は、火山角礫岩・凝灰角礫岩や泥岩（第三紀）が広く分布しており、山崩れや地すべりが起こる可能性が高いことが懸念されます。このため、土砂災害（特別）警戒区域などの指定区域を土地改変区域から除外するだけでなく、事業実施想定区域全体の地盤が、かなり脆弱化している場所であるという認識を持って土地改変区域を検討していただくことが望ましいと考えますが、そのように対応していただけると考えてよろしいでしょうか。	①「日本の活断層」（活断層研究会編、東京大学出版会発行）より、事業実施想定区域及びその周囲の範囲において活断層が存在しないことを確認しました。 ②ご意見のとおり、脆弱した地盤ということ認識のうち、土地改変区域を検討していきます。
3-5	50	第3.1-8図 文献その他の資料調査範囲	1次	文献その他の資料調査範囲2次メッシュと1/111,000の図面の調査範囲に差がありますが、文献調査範囲が2次メッシュとなっている文献において、1/111,000の図面の調査範囲を網羅できるよう調査範囲を広げる必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	2次メッシュの対象範囲の設定にあたっては、事業実施想定区域を包含するよう考慮しています。一方で、ご記載のとおり1/110,000の図面（事業実施想定区域及びその周囲）を網羅すると上ノ国町境を超えるとともに、日本海側沿岸のデータを包含することになり、本事業地域の動植物相を整理するために適切ではないと判断しました。
追加 3-22	52	鳥類の文献その他の資料	1次		
			2次	No. 222における「己」は「巳」の誤りであり、「玉田克巳」ではないでしょうか。	「己」は「巳」の誤りのため、方法書において修正します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	57	第3.1-9図 コウモリの生息情報	1次	事業実施想定区域及びその周辺にハイリスク種であるコヤマコウモリの分布情報がありますが、上ノ国町では風力発電機に衝突したと推定される本種個体が発見されており、専門家等からも「慎重に事前調査、モニタリングを実施した方が良い」との意見があります(P215)。 また、区域周辺にはカグヤコウモリの分布情報もありますが、これらを踏まえて今後どのようにして事前調査を実施し、アセスメントにおける調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	コヤマコウモリやカグヤコウモリの分布情報及び風車への衝突事例を踏まえ、方法書以降の手法において、専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査、影響予測、保全対策の検討を行います。
			2次	1次質問に記載したとおり、上ノ国町ではコヤマコウモリのバットストライクが確認されていることも踏まえて、丁寧な調査を実施していただきたいと考えております。 前回審議会でのご回答の確認となりますが、コヤマコウモリをはじめとしたコウモリ類の調査について、方法書では、事前調査の結果や、改めて専門家等へヒアリングを行った結果を踏まえ、調査、予測及び評価の手法が示されると考えてよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、現地を確認のうえ、専門家等へのヒアリング結果も踏まえ、調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書においてお示しします。
3-7	58 ~ 71	動物の生息の状況	1次	EADASセンシティブリティマップにおいて、事業実施想定区域がクマタカの生息情報により注意喚起レベルCの区域と重複しています。そのほか、ノスリの渡りルートや、海ワシ、ハチクマ等の各猛禽類の分布と重複している状況ですが、この情報を受け、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	クマタカ、ハチクマ等の生息情報、ノスリ等の渡りルートに関する情報を踏まえ、方法書以降の手法において、専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査、影響予測、保全対策の検討を行います。
3-8	72	第3.1-23図 シマフクロウの生息適地等	1次	事業実施想定区域がシマフクロウの生息適地と重複しています。夜行性の鳥類の生息状況は正確な把握が難しいと思われませんが、今後どのように対応していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	一般にICレコーダで鳴き声で確認し、生息状況を確認する方法が考えられますが、具体的には専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査方法の検討を行います。
追加 3-23	75 76	第3.1-25表 重要な種 (鳥類)	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取のうえ、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議します。
3-9	85 ~ 99	(2) 植生の概要	1次	①事業実施区域南部及び東部において植生自然度9の子シマザサープナ群落と重複していますが、この情報を受け、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。 ②現地調査の結果、確認された場合は極力伐採を回避することを想定している樹種や幹の太さ等があれば、ご教示ください。	①植生自然度9の子シマザサープナ群落については、方法書以降の手法において、専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査、影響予測を行います。また、配慮書P239に記載のとおり、植生自然度10及び9の自然植生は、今後の事業計画で可能な限り土地改変の最小化を図ることを検討します。 ②現時点では伐採を回避する樹種等の検討は行っておりませんが、方法書以降の手法において必要に応じ、専門家から助言・指導をいただきながら方針を検討します。
			2次	1次回答②において、「方法書以降の手法において必要に応じ」とされていますが、アセスメントのどの段階において、どのような場合に専門家等へヒアリングすることを想定されているのかをご教示ください。	現時点では植物の影響予測及び環境保全措置の検討段階において、伐採を回避すべき樹種等について専門家ヒアリングを行うことを検討しています。専門家は、森林学、森林生態学、森林施業等の有識者を想定しています。
3-10	114	第3.1-29図 食物連鎖模式図	1次	二ホンアマガエルはその口径から考えて北海道に生息するトンボ類を捕食できないと考えられますが、食物連鎖模式図の配置について、事業者の見解を伺います。	配慮書p114に掲載した食物連鎖模式図は、北海道の動物、植物に係る文献資料等に基づき作成した概念的なものであり、ご記載の捕食箇所は、トンボ類を含めた小型昆虫類を捕食する動物として、二ホンアマガエルとともにノビタキを抽出して整理していますが、ご記載の内容も踏まえ、方法書以降の手法において食物連鎖模式図の修正を検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	117	第3. 1-30図 (2)重要な自然環境のまわりの場	1次	宮越地区ブナ保護林 (https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsr/kakari/keikaku/hogorinhp/newpage3.html)はこの図郭内にないのでしょうか。所管の森林室に確認したかどうかも含めてご教示ください。	上ノ国ブナの森保護林については、ご指摘の図郭内に存在します。別紙にてお示しします(図3-11)。現時点で渡島総合振興局西部森林室にヒアリングを行っていないため、今後ヒアリングを行い詳細を確認のうえ方法書において追記・修正いたします。
			2次	①質問番号2-6の1次回答②によると、渡島総合振興局西部森林室や北海道森林管理局檜山森林管理署に事業について説明したとのことですが、当該保護林に関する指摘等はなかったのでしょうか。 ②1次回答でお示しいただいた保護林の位置について、出典をご教示ください。	①当該保護林に関するご指摘はいただいていません。 ②出典：「北海道有林野渡島西部管理区整備管理計画書」(北海道渡島総合振興局西部森林室(令和4年))より、当該保護林の林小班を確認しています。
3-12	118 ～	3. 1. 6景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	①景観資源、主な眺望点、主な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出するにあたり、上ノ国町へヒアリングをされたとのことですが、その概要をご教示ください。 ②景観資源、主な眺望点、主な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出するにあたり、関係団体等へのヒアリングは実施しているのでしょうか。実施している場合はその概要を、していない場合は今後の実施することに対する事業者の見解について、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。 ③上ノ国町ウェブサイトにおける「上ノ国町観光パンフレット」や、「自然・温泉スポット」のページ(https://www.town.kaminokuni.lg.jp/hotnews/category_sp/286.html)で紹介されている「上ノ国町国民温泉保養センター」について、事業実施想定区域内に位置しているかをご教示ください。また、当該保養センターを主な眺望点や、人と自然との触れ合いの活動の場として抽出する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①配慮書の作成にあたっては、上ノ国町に対して、事業者にて検討した垂直見込角1度の範囲及びその範囲に含まれる景観資源、主な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場についてご説明しました。その結果、主な眺望点については2地点(神明会館、ハンノキ地区緑地公園)追加するようにご指導をいただいたので、配慮書にはそれらの地点を反映しました。 ②上ノ国町にヒアリングは行っていますが、その他関係団体へのヒアリングは行っていません。上ノ国町へのヒアリングの際には、追加の地点等のご意見が生じた場合は改めてご意見をいただけるよう依頼していますが、上ノ国町に拘わらず、その他の関係団体等から追加の地点等のご意見をいただいた際は、方法書以降の手续において改めて検討を行います。
			2次	①1次回答②において、意見があった場合には検討する旨をご回答いただきましたが、地域との相互理解を図っていく上で、地域の方々が大切にされている景観や人と自然との触れ合いの活動の場を把握することは重要ではないでしょうか。意見が出てくるのを待つのではなく、事業者が地域の町内会や関係団体等へ事業概要の説明を行った上でヒアリングを行い、意見の有無を確認することは検討されないのでしょうか。特に、「まんまる桜」については、上ノ国町HPによると、地元町内会が中心となって整備している地点とあることから、地元町内会へのヒアリングもすべきではないでしょうか。改めて、事業者の見解をご教示ください。 ②1次回答③に関し、「上ノ国町国民温泉保養センター」について、 1) 事業実施想定区域に含まれているとのことですが、直接改変する可能性があるのかについてご教示ください。 2) 風力発電機設置想定範囲に近い場所に位置し、不特定多数の人が利用する施設であることから、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」を踏まえると、町の意見がなくても主要な眺望点として選定すべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。 3) 人と自然との触れ合いの活動の場としての性質があるのであればその調査地点としても選定すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	①現時点の配慮書手続においては、事業計画、工事計画の熟度が低いことから、改変の可能性のある事業実施想定区域を広く設定していることもあり、計画の熟度が高まった段階でのヒアリングが重要であると考えています。一方、事業者が積極的にヒアリングすべきのご意見も重要と認識しますので、今後の方法書作成時には地元自治会等にヒアリングを行ったうえで必要な景観や人と自然との触れ合いの活動の場について追加していきます。 なお、「まんまる桜」について、地元自治会が中心となって整備していることは上ノ国町にヒアリングして承知していますが、上述のとおり、方法書作成時にヒアリングを行う事を考えています。 ②「上ノ国町国民温泉保養センター」について、 1) 直接改変の予定はありません。 2) ご意見を踏まえ現地確認及び上ノ国町へのヒアリングを再度実施のうえ、方法書において主要な眺望点としての選定を検討します。 3) 浴場は人と触れ合う性質は持ち合わせていないと考えたことから、人と自然との触れ合いの活動の場として選定していません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-13	118 120	(1)景観資源 (2)主な眺望点	1次	人と自然との触れ合いの活動の場として選定されている「まんまる桜」を景観資源として抽出する必要はないか、また、「まんまる桜」を眺望できる地点を主な眺望点として抽出する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	「まんまる桜」については、上ノ国町のヒアリングの際に追加すべきというご意見が無かったこともあり、抽出していません。今後、追加の地点等のご意見をいただいた際は方法書以降の手續において改めて検討を行います。
追加 3-24	119	第3.1-31図 景観資源の位置	1次 2次	第3.1-44表 重要な自然環境のまとまりの場では、檜山道立自然公園について、「国立・国定に公園に次ぐ自然の風景地として北海道が指定する公園」と記載されています(P115)。このことを踏まえ、檜山道立自然公園の区域全体を景観資源とする必要はないか、事業者の見解をご教示ください。また、方法書作成に向け、公園管理者へヒアリングすることについて、事業者の見解をご教示ください。	檜山道立自然公園においては、景観資源として夷王山を含めていますが、その他については事業実施想定区域から相当程度の離隔がありかつ垂直見込角1°範囲外であることから、景観資源に含めていません。また、方法書作成に向け、公園を管理される担当部局とは必要な協議を実施していきます。
3-14	120	(2)主な眺望点	1次 2次	人と自然との触れ合いの活動の場として選定されている「上ノ国町民スキー場」を主な眺望点として抽出する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 出典として、「『地域の良好な景観資源』『主要な展望地リスト』（檜山振興局)を」挙げられています。当該出典において、主要な展望地として選定されている「天ノ川橋」及び「きらきらお星様公園」についても、主な眺望点として抽出する必要はないでしょうか。これらの展望地は景観資源である「天の川」を眺望できる地点として記載されていること、事業実施想定区域に「天の川」が含まれていることも踏まえ、事業者の見解をお示しください。	「上ノ国町民スキー場」については、上ノ国町のヒアリングの際に追加すべきというご意見が無かったこともあり、抽出していません。今後、追加の地点等のご意見をいただいた際は方法書以降の手續において改めて検討を行います。 ご意見を踏まえ、方法書では「天の川橋」及び「きらきらお星様公園」を主な眺望点に追加して、景観の文献調査を整理します。なお、「きらきらお星様公園」は「天の川橋」の写真撮影ポイントに近い位置にあり、両者の眺望方向もほぼ変わりなく、「天の川橋」の方が事業実施想定区域側の視認性が高いため、方法書では「天の川橋」のみを主要な眺望点として追加し、調査、予測及び評価を行っていく考えです。
3-15	122	2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次 2次	①「まんまる桜」が事業実施想定区域に含まれるとのことですが、そのことを確認した時点で、事業実施想定区域の見直しをしなかった理由をお示しください。また、上ノ国町の新名所となること期待されているとのことですが、直接変更の可能性についての町や地元町内会への説明状況についてご教示ください。 ②星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてご教示ください。 (1)人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか (2)上記(1)において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無 (3)上記(1)において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解 (4)星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応を想定されているかについての事業者の見解	①現時点の配慮書手續においては、事業計画、工事計画の熟度が低いことから、変更の可能性のある事業実施想定区域を広く設定していることもあり、「まんまる桜」を事業実施想定区域に含めています。今後の事業計画において、可能な限り土地変更の回避又は最小化を図る検討を行います。 また、説明状況について、上ノ国町に対しては、「まんまる桜」を事業実施想定区域に含むことをご説明していますが、地元町内会の皆さまには現時点では事業計画の熟度が低いこともあり、ご説明は未実施です。 ② (1)星空観察が行われている場所の確認は行っていません。 (2)ー (3)上ノ国町ほか専門家等に星空観察が行われている場所の有無を確認します。 (4)星空観察が行われている場所がある場合は、利用状況(利用時期、利用者数、アクセス方法等)を把握し、人と自然との触れ合いの活動の場としての抽出を検討します。
			2次	①1次回答①について、前回の審議会でのご回答の確認となりますが、今後、「まんまる桜」については、回避を優先的に検討するとともに、方法書作成前に地権者や地域の住民の方々へ事業の説明をされると考えてよろしいでしょうか。 ②1次回答②について、前回の審議会でのご回答の確認となりますが、星空観察が行われている場所について、上ノ国町ほか専門家等へのヒアリングを行った結果を踏まえて方法書を作成されると考えてよろしいでしょうか。	①ご意見のとおり、「まんまる桜」については、回避を優先するとともに、方法書作成前に地権者や住民の方々等へ事業の説明を行っていくことを考えています。 ②ご意見のとおり、星空観察が行われている場所について、上ノ国町ほか専門家等へヒアリングを行った結果を踏まえて方法書を作成します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-25	130	3. 2. 2土地利 用の状況	1次	①本地域には農業振興地域が含まれており、上ノ国町 事業管理計画を確認した結果、道営事業が2件予定され ていたため、事業実施の際は関係機関（檜山振興局） に確認を行ってください。 ・道営農業競争力強化農地整備事業 宮越第2地区 （R9～R14） ・道営農業競争力強化農地整備事業 天の川地区（H28 ～R7）	①ご意見のとおり、農業振興地域について、事業実施 の際は関係機関（檜山振興局）に確認を行っていきま す。
			2次	②事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地 である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であ るため、当該地の現況地目について、農業委員会と十 分調整願います。 ③事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に 規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発 行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と 十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配 慮願います。	②ご意見のとおり、今後事業地を決定するにあたっ て、事業候補地が農地法に規定する農地又採草放牧地 であり同法に基づく農地転用許可が必要となるか、当 該地の現況地目について、農業委員会と十分調整しま す。 ③ご意見のとおり、今後事業地を決定するにあたっ て、事業候補地が農業振興地域の整備に関する法律に 規定する農用地区域内であるか、市町村農振法担当部 局と十分調整します。
追加 3-26	132	第3. 2-2図土 地利用基本計 画	1次		
			2次	①事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛 かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続 きが必要となりますので、留意願います。 ②事業実施想定区域及びその周囲には、地域森林計画 対象民有林があり、1haを超える開発行為（土地の形 質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受け る必要があるため檜山振興局産業振興部林務課と打合 せしてください。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が 北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある ので、留意してください。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 (1)開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (2)開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体 計画の一部についての申請である場合は、全体計画の 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (3)開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全 地域にあるもの。 （最新の水資源保全地域については別途確認するこ と。）	①ご意見のとおり、土地利用基本計画図の変更が生じ た場合は、所定の手続きを行う必要があることに留意 します。 ②ご意見のとおり、地域森林計画対象民有林における 手続等について留意します。
追加 3-27	133	(1)水道用水 としての利用	1次		
			2次	事業実施想定区域の周辺に複数の水道用水の取水地点 がありますので、取水地点及びその集水域を正確に把 握した上で、取水に影響を及ぼす恐れがある場合は、 工事に当たって、水道事業者と事前に協議してくださ い。	取水地点及びその集水域について、配慮書に記載した 取水地点は自治体の公表資料等を出典としており、集 水域は国土地理院地図の標高データから作成している ため現時点では正確に把握していると考えますが、番 号（追加3-28）に後述のとおり、上ノ国ダムに係る内 容については方法書に記載を追加します。また、適 宜、水道の状況に変更がないか水道事業者を確認す るとともに、予測、評価において、取水に影響を及ぼ す恐れがある場合は、工事に当たって、水道事業者と事 前に協議します。
追加 3-28	133 ～ 135	(1)水道用水 としての利用 (2)農業用水 としての利用	1次		
			2次	渡島総合振興局函館建設管理部のホームページによ ると、上ノ国ダムは、かんがい用水や、水道用水（江差 町上水道の水源）を供給する役割もあるとされていま す。 （ https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/kaminokuni.html ） これらについて、本文に記載するとともに、第3. 2-3図 及び第3. 2-4図に取水地点及びその集水域を示す必要が あるのではないのでしょうか。 事業者の見解をご教示いただくとともに、図書記載内 容を修正する必要がある場合は、修正後の内容をお示 しください。	ご意見のとおり、方法書において上ノ国ダムに係る記 載を追加します。修正後の内容を別紙にお示しします （修正箇所は黄色網掛）。 なお、上ノ国ダム及び水源の目名川の流域は、事業実 施想定区域が存在する天の川（本流）流域と異なる範 囲に存在するため、本事業が上ノ国ダムの役割に影響 を及ぼす可能性は低いと考えています。 また、本回答のために、上ノ国町土地改良区に改めて ヒアリングを実施したところ、新たに「上ノ沢頭首 工」に係る情報を提供いただいたため、合わせて追記 しました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-29	133 135	(3) 漁業による利用	1次	事業実施想定区域内を流れる天野川は、さけます増殖事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては、以下の関係機関と事前に協議し、同意を得て下さい。	ご意見のとおり、(一社)日本海さけ・ます増殖事業協会と協議し同意を得たうえで調査を実施します。また、予測、評価において、さけます増殖事業に影響が及ぶ恐れがある場合は同協会と必要な協議を行います。 なお、現時点では、心化場のある目名川の流域は、事業実施想定区域が存在する天の川(本流)流域と異なる範囲に存在するため、本事業が心化場に影響を及ぼす可能性は低いと考えています。
			2次	○さけます増殖河川 ・ 天の川 (一社)日本海さけ・ます増殖事業協会	
追加 3-30	134	第3.2-3図 水道用水の取水状況	1次		本図の範囲内に、木ノ子浄水場、小砂子浄水場及び石崎飲料水供給施設の取水地点及びその集水域は存在しないことを確認しています。
			2次	上ノ国町への聞き取りもを行い、作成されたものですが、133ページの第3.2-12表に記載されている木ノ子浄水場、小砂子浄水場及び石崎飲料水供給施設については、本図の範囲内に取水地点及びその集水域は存在しないとの認識でよろしいでしょうか。 なお、取水地点及びその集水域(集水域のみの場合も含む。)が本図の範囲内に存在する場合には、その位置を反映した図をお示しください。	
3-16	135	第3.2-4図 農業用水の利用及び漁業による利用	1次	①事業実施想定区域内に農業用水の取水口や頭首工が存在しており、これらの地点における水質への影響が懸念されますが、今後、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。 ②事業実施想定区域の周辺に位置する農業用水の取水口(茂手内第1・第2取水口)の集水域についてお示しください。	①今後、工事計画を具体化させ、工事によって当該取水口や頭首工地点に対して水の濁りによる影響が及びか現況調査や予測・評価において検討を行い、必要に応じ影響を回避・低減するように対策を講じていきます。 ②農業用水の取水口(茂手内第1・第2取水口)の集水域を別紙にお示しします(図3-16)。
追加 3-31	136	2. 海域の利用条	1次	事業実施想定区域周辺の沿岸海域には、海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査及び事業実施にあたっては、ひやま漁業協同組合と事前に協議し、同意を得てください。	ご意見のとおり、ひやま漁業協同組合と協議し同意を得たうえで調査を実施します。また、予測、評価において、工事中の水の濁りにより沿岸地域の漁業に影響が及ぶ恐れがある場合は、同組合と必要な協議を行います。 なお、現時点では、事業実施想定区域から沿岸地域までは相当程度の離隔があり、流れとともに浮遊粒子状物質は沈降することが考えられますので、本事業が沿岸地域に影響を及ぼす可能性は低いと考えています。
			2次		
3-17	136	3. 地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域及びその周辺に住宅等が存在します(P141)が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針をご教示ください。	配慮書P136に記載のとおり「令和4年度北海道の水道」(北海道、2024年)の確認及び上ノ国町へのヒアリングによると飲用井戸は無いとの結果でした。
			2次	事業実施想定区域内に住宅戸数が1戸から11戸へ修正された(OA3-18)ことも踏まえ同区域及びその周辺(1km以内)における飲用井戸の有無を改めて確認し、飲用井戸が有る場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	1次回答のとおり、上ノ国町へのヒアリングにより町内に飲用井戸はないことを確認していますが、今後、事業計画の熟度が高まった段階で、新規の飲用井戸が設置されていないか確認し、水量や水質に影響を及ぼさないよう配慮します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-18	141	第3.2-7図 環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅等の位置	1次	<p>①事業実施想定区域の北東部（湯ノ岱温泉付近）の住宅等が密集している付近について、事業実施想定区域内に複数の住宅等が存在しているように見えるため、事業実施想定区域と住宅等の位置関係が分かる拡大図をお示しください。 その際、事業実施想定区域内に住宅等がある場合は、その旨を明示願います。</p> <p>②事業実施想定区域の北西部（小森～早瀬付近）について、事業実施想定区域内に複数の住宅等が存在しているように見えるため、事業実施想定区域と住宅等の位置関係が分かる拡大図をお示しください。 その際、事業実施想定区域内に住宅等がある場合は、その旨を明示願います。</p>	<p>①事業実施想定区域の北東部（湯ノ岱温泉付近）の住宅等の拡大図を別紙にお示しします（図3-18①）。当該図中の事業実施想定区域内には、10戸の住宅等が存在します。</p> <p>②事業実施想定区域の北西部（小森～早瀬付近）の住宅等の拡大図を別紙にお示しします（図3-18②）。当該図中の事業実施想定区域内には、1戸の住宅等が存在します。</p> <p>また、上記①、②に示した以外には事業実施想定区域内に存在する住宅等はありません。 以上①、②より、配慮書P140において、「事業実施想定区域内に1戸の住宅が存在する」と記載していますが、正しくは「事業実施想定区域内に11戸の住宅等が存在する」となります。 なお、現時点では住宅等の居住実態を詳細に確認はしていないため、対象事業実施区域の検討において住宅等の居住実態を調査のうえ戸数を正確に反映し、方法書に記載します。</p>
3-19	143 144	第3.2-20表 産業廃棄物処理施設数 第3.2-8図 施設の分布状況	1次	<p>処理（許可）業者名簿を出典とされていますが、当該名簿から、本社住所以外に産業廃棄物処理施設の所在地も確認できるのでしょうか。 中間処理施設及び最終処分場の所在地をどのように確認されたのかをご教示ください。</p>	<p>出典とした産業廃棄物処理業者の名簿から事業地から50km圏内の檜山振興局及び渡島振興局の事業者を抽出し、ホームページから処理施設の位置を確認し、50km圏内に存在する中間処理施設及び最終処分場を抽出しました。</p>
			2次	<p>①1次回答について、方法書作成時にも同様の手法で産業廃棄物処理施設の位置を特定する場合、事業者のホームページから処理施設の位置を確認した旨の図表への加筆をお願いします。</p> <p>②事業地から50km圏内に産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、本社所在地が事業地から50km圏内であるとは限らないのではないのでしょうか。1次質問で回答された手法により、産業廃棄物処理施設の位置を十分に把握できているかについて、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①ご意見のとおり、方法書作成時にも同様の手法で産業廃棄物処理施設の位置を特定する場合は、事業者のホームページから処理施設の位置を確認した旨を図表へ加筆していきます。</p> <p>②出典資料とした「産業廃棄物処理業者名簿」には、本社所在地が50km圏外である場合でも、対象の範囲に産業廃棄物処理施設があるものは掲載されています。このため、産業廃棄物処理施設の位置は十分に把握できていると考えますが、最新情報の把握のため、方法書作成時には所管の振興局等に確認していきます。</p>
追加 3-32	172 ~	2. 自然関係法令等	1次		
			2次	<p>事業実施想定区域の周囲には、海岸が存在するため、既存道路の拡幅範囲等を含む対象事業実施区域の検討に当たっては、海岸保全区域の指定状況についても、渡島総合振興局函館建設管理部へ確認してください。</p>	<p>現時点では海岸保全区域を対象事業実施区域に含めることは想定していませんが、ご意見のとおり、海岸保全区域を事業候補地として検討する場合は、海岸保全区域の指定状況について、渡島総合振興局函館建設管理部へ確認のうえ十分調整します。</p>
3-20	179	②埋蔵文化財包蔵地	1次	<p>①第3.2-53表のうち、番号38及び40等が事業実施想定区域内に含まれるとのことですが、他にどの地点が区域に含まれているのか、「等」を具体的にご教示ください。</p> <p>②事業実施想定区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれることについて、今後、対象事業実施区域の検討にあたり、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①事業実施想定区域内で位置情報がある埋蔵文化財包蔵地は、「38小森遺跡」、「40宮越遺跡」、「41湯ノ岱遺跡」、「43湯ノ岱3遺跡」です。事業実施想定区域内に隣接し、一部が含まれる可能性がある埋蔵文化財包蔵地は、「39早瀬遺跡」、「44上の沢遺跡」です。</p> <p>②埋蔵文化財包蔵地については、可能な限り変更しないように対象事業実施区域を検討しますが、工事が必要となった場合は、文化財保護法に基づく北海道教育委員会、上ノ国町教育委員会への事前届出等の必要な手続を行います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-33	181	(3)景観保全 関係	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配管や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	ご意見のとおり、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めていきます。 また、ご記載の文献も参考に、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしていきます。
追加 3-34	184	第3.2-14図 保安林の指定 状況	1次		
			2次	①事業実施想定区域及び周囲には、保安林に指定されている箇所があるので避けて計画すること。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、民有保安林について、檜山振興局産業振興部林務課と速やかに打合せしてください。また、国有保安林については、所轄の森林管理署と今後も適宜、打合せしてください。 なお、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があるため、留意してください。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 (1)転用に係る面積が1ha以上のもの。 (2)転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。 ②事業実施想定区域及びその周辺に水源かん養保安林が存在していますので、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください	①保安林範囲については、今後の事業計画で可能な限り土地変更の最小化を図ります。 保安林内での計画が必要な場合は、ご意見のとおり対応していきます。 ②ご意見のとおり、水源かん養保安林に対して、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行っていきます。
追加 3-35	185	第3.2-15図 砂防指定地等 の指定状況	1次		
			2次	事業実施想定区域周辺に急傾斜崩壊危険区域及び地すべり防止区域が指定されていることから、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、渡島総合振興局函館建設管理部と確認してください。	ご意見のとおり、急傾斜崩壊危険区域及び地すべり防止区域について、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、渡島総合振興局函館建設管理部に確認のうえ必要な対応を行っていきます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-21	186 187	第3.2-16図 土砂災害（特別）警戒区域 の指定状況 第3.2-17図 山地災害危険 区域の指定状況	1次	<p>①事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や山地災害危険区域が存在しているとのことですが、これらの区域を確認した後、事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の見直しをしなかった理由をご教示ください。</p> <p>また、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置検討に当たり、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。</p> <p>②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や山地災害危険区域に関し、関係機関との協議状況をご教示ください。</p>	<p>①事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の設定にあたっては、保安林や砂防指定地、指定文化財のような開発規制に関わる指定地等を対象としたため、建築物の構造や宅地等に関する規制が主である土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は考慮しませんでした。ただし、今後の事業計画の検討にあたっては、可能な限り変更しない事業計画を検討します。</p> <p>②現時点では事業計画の熟度が低いこともあり、関係機関との協議は未実施です。今後、事業計画を具体化させるうえで土砂災害警戒区域については北海道檜山振興局と、山地災害危険区域については北海道森林管理庁檜山森林管理署（国有林）及び北海道檜山振興局（民有林）と、適切な時期に必要なに応じて協議を行います。また、国有林内の山地災害危険地区について図書へ記載していなかったため、別紙にお示しします（図3-21②）。</p>
			2次	<p>①事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていることから、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、渡島総合振興局函館建設管理部と確認してください。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。</p> <p>③1次回答①について、区域設定にあたって土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は考慮しなかったとのことですが、山地災害危険区域について回答されていないものと思われますので、ご回答ください。</p> <p>④1次回答①について、今後の事業計画の検討にあたっては、可能な限り変更しない事業計画を検討することですが、「可能な限り」とされているということは、このような区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険区域）を改変する可能性も含んでいると思われます。どのような場合にどのような改変行為を行うのか、現時点での想定で差し支えありませんので、ご教示ください。</p>	<p>①ご意見のとおり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、渡島総合振興局函館建設管理部に確認のうえ必要な対応を行います。</p> <p>②今後の事業計画で可能な限り山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討していきます。</p> <p>③山地災害危険区域については、開発は避けるべき箇所として認識していますが、「山腹の崩壊や溪流からの土砂流出等により、災害が発生するおそれのある箇所」が抽出されており、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域と同様に、開発規制に関わる指定地等でないため、「事業実施想定区域の設定の検討経緯」には掲載しませんでした。</p> <p>④現時点では事業計画や工事計画の熟度が低く、具体的に検討しているものはありませんが、想定される場合としては、たとえば工事用道路において、道路線形が地形により制限され軟弱地山をやむを得ず回避できない場合等が考えられます。想定される改変行為としては、落石防護工やモルタル吹付等の地山対策を実施したうえでの道路新設・改良等が考えられます。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-9	191	4.1.2計画段階配慮事項の選定の理由【水質】	1次	①工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定されていませんが、質問番号3-16における1次回答①から、方法書においては、水の濁りを環境影響評価項目として選定すると考えてよろしいでしょうか。	①ご意見のとおり、水の濁りについては、方法書において環境影響評価項目として選定することを考えています。
			2次	②前回の審議会でのご回答の確認となりますが、方法書以降の工程においては、事業実施想定区域内を流れる天野川には鮎が生息することを念頭に、適切に調査、予測及び評価を実施される計画であると考えてよろしいでしょうか。 なお、上ノ国町役場ホームページにおいて、鮎の放流について紹介されていることも踏まえてご回答ください。 (https://www.town.kaminokuni.lg.jp/wadai/detail_sp/488.html) ③調査・予測地点の設定に当たっては、水域利用の状況（水道・農業用の取水地点及びその集水域や、さけます増殖河川の存在、鮎の放流活動など）を踏まえて調査・予測地点を設定する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。なお、利水者へヒアリングを行うことについての見解を含めた回答としてください。	②ご意見のとおり、ご記載いただいた上ノ国町役場ホームページの内容も踏まえ鮎の放流の状況を把握しながら、方法書以降の工程においては、天の川については鮎が生息することを念頭に、適切に調査、予測及び評価を実施していきます。 ③ご意見のとおり、調査・予測地点の設定にあたっては、水域利用の状況を利水者にヒアリングのうえ適切に設定していきます。
4-1	215 ～ 217	③専門家へのヒアリング【動物】	1次	動物の専門家へのヒアリング対象が哺乳類（コウモリ類含む）及び鳥類のみとなっていますが、他の分類群についても聴取する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	配慮書の予測では、動物分類群のうち保全上特に重要となる鳥類及びコウモリ類の専門分野の専門家にヒアリングを行いました。なお、方法書以降では、その他動物の分類群の専門家へのヒアリングを検討します。
			2次	①1次回答の文末を「検討します。」とされていますが、どのような場合に、専門家へのヒアリングをしないことを想定されているのか、そのように考える理由も含めて事業者の見解をご教示ください。 ②それぞれの分類群の調査手法を示す方法書段階において、調査手法が適切なものとなっているか確認するためにも各分類群へのヒアリングが重要と考えますが、1次回答を踏まえ、方法書では専門家へのヒアリング結果が反映された調査手法等となると考えてよいでしょうか。 ③専門家等へのヒアリングについて、専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、どの分類群も複数名へのヒアリングを実施することが望ましいと考えますが、今後の対応について事業者の見解を伺います。	①1次回答の文末について、ヒアリング実施そのものの是非を検討するという主旨ではなく、「どのような分類群の専門家へヒアリングすべきか検討する」という主旨で記載しています。 ②ご意見のとおり、方法書作成にあたっては、専門家へヒアリングを実施のうえ、ご意見を反映した調査手法となるように計画していきます。なお、調査・予測・評価手法に疑義がある、またはその生息状況に不明な点が多い分類群について専門家ヒアリングを実施する予定です。 ③専門家へのヒアリングについては、地域性やこれまでの実績等を踏まえ選定しており、選定した専門家からは広範な意見を頂戴しているものと認識しています。一方でご意見のとおり、広く意見を聴取することは重要と考えており、方法書以降の検討にあたっては、複数名の専門家へのヒアリングも含め、幅広く情報収集するように検討していきます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	221 239	(3)方法書以降の 手続きにおいて留意する 事項 【動物】 【生態系】	1次	①天の川鳥獣保護区を改変する場合として、現時点で、どのような改変（樹木の伐採や道路造成の程度など）を想定されているのかをご教示ください。 ②「動物の生息状況を適切に把握できる現地調査を実施」とありますが、方法書では踏査ルートは示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	①天の川鳥獣保護区付近については、現時点では工事中の風力発電設備の一時保管箇所として使用する可能性を検討しています。一時保管箇所として使用する場合は整地及び敷鉄板敷設等による平場造成に伴う改変が考えられますが、天の川鳥獣保護区以外の場所に一時保管箇所を設けることを検討することで、今後の工事計画において天の川鳥獣保護区の改変は可能な限り回避するように検討します。 ②動物の調査方法について、方法書では分類群ごとに調査地点、踏査ルートを掲載する予定です。
			2次	1次回答①について、前回審議会でのご回答の確認となりますが、今後、天の川鳥獣保護区については、改変の回避を前提に検討されると考えてよろしいでしょうか。 あわせて、1次回答の内容について、改変区域に含める場合であっても、鳥獣保護区内または隣接する道路の一部拡幅といった程度の改変に留まるよう検討されると考えてよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、今後の事業計画において天の川鳥獣保護区の改変は回避を前提に検討します。やむを得ず改変区域に含める場合は、鳥獣保護区内または隣接する道路の一部拡幅といった程度の改変に留まるよう検討します。
4-3	229	③専門家への ヒアリング 【植物】	1次	①道内では当該地で見られないような特有の自然環境がある旨の意見が出ていますが、ブナ林やスギ・ヒノキ植林のほかに、文献情報等で当該地特有の種・群落を把握しているものがあればご教示ください。 ②地元学芸員との連携に関する意見がありますが、そのような専門家の有無は現段階で確認しているでしょうか。 していない場合は、どの段階までに確認するのかをご教示ください。	①特定植物群落のヒノキアスナロ、アオトドマツの自生地のほか、トウヒ（エゾマツの変種）の自然植生等が特有と考えられますが、その他についても現地調査で把握していきます。 ②上ノ国町教育委員会に所属の学芸員の中に植物のご知見がある学芸員がいることを確認していますが、現時点では未連携です。
			2次	専門家等へのヒアリングについて、専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、複数名へのヒアリングを実施することが望ましいと考えますが、今後の対応について事業者の見解を伺います。	専門家へのヒアリングについては、地域性やこれまでの実績等を踏まえ選定しており、選定した専門家からは広範な意見を頂戴しているものと認識しています。一方でご意見のとおり、広く意見を聴取することは重要と考えており、方法書手続以降の検討にあたっては、複数名の専門家へのヒアリングも含め、幅広く情報収集するように検討していきます。
4-4	231 237	(3)予測結果 【植物】 【生態系】	1次	巨樹・巨木林として整理されているハルニレが事業実施想定区域周辺に存在しており、本文では区域内に存在していないとしていますが、事業実施想定区域とどの程度の離隔があるのか、また、大型資材搬入の際に影響はないのか、位置関係の詳細をご教示ください。	巨樹・巨木林「ハルニレ」の位置について、「巨樹・巨木林データベース」（環境省）の情報によると、事業実施想定区域の境界からの離隔は約40mと想定されるため、地形改変及び施設存在による影響はないと予測します。なお、当該樹木は、小森集落内の山の神社の敷地内に存在しています。「ハルニレ」の位置図を別紙お示しします（図4-4）。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	232 239	(3)方法書以降の手續きにおいて留意する事項 【植物】 【生態系】	1次	<p>①重要な種の生育環境について、「適切に把握できる現地調査を実施」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②先行植生調査や方法書以降に実施する植生調査において、植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。 なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。</p>	<p>①植物の調査方法について、方法書では任意踏査ルート、方形区（コドラート）調査地点を掲載する予定です。</p> <p>②植生自然度8の群落についても、方法書以降の手續において、適切な調査、影響予測を行います。また、専門家から助言・指導をいただきながら、その結果に応じて、植生自然度10及び9の自然植生と同様に、今後の事業計画で可能な限り土地改変の最小化を検討します。</p>
			2次	<p>①前回審議会におけるご回答の確認となりますが、方法書において、植物の調査については、植生自然度が高い範囲だけでなく、道端なども含め土地の改変を検討している範囲を網羅的に確認し、重要な種及び重要な群落を適切に把握することを念頭に踏査ルートや調査地点が示されると考えてよろしいでしょうか。重要種は必ずしも自然度が高い場所を生育環境としているわけではないので、念の為の確認です。</p> <p>②植物に関する調査結果を踏まえ、復元が可能であるかの観点から土地改変区域を検討することは想定されていないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①ご意見のとおり、植生自然度が高い範囲のみならず、道端なども含め土地の改変を検討している範囲を網羅的に確認し、重要な種及び重要な群落を適切に把握することを念頭に踏査ルートや調査地点を検討します。</p> <p>②改変後の復元性の観点を加味して現地調査も実施のうち、特に以下項目に留意し、土地改変区域を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度10、9の群落については、自然植生であり復元性は低いと考えることから、番号（2-6⑦）の事業者回答のとおり対応していきます。 ・植生自然度8の群落については自然植生に近い群落であり、将来的に自然植生に戻ることから、植生自然度10、9に次いで復元性が低いと認識しています。現地調査により植生自然度8の群落が確認された場合は、土地改変により重大な影響を及ぼさないよう専門家に相談のうち、今後の事業計画を検討します。
4-6	248	(3)方法書以降の手續きにおいて留意する事項 【景観】	1次	<p>①景観資源の「天の川」について、土地改変の回避または最小化を図るとされていますが、回避を優先的に検討されるのか、事業者の見解をお示しください。 また、改変する場合として、現時点で、どのような改変（河川の改変や樹木の伐採の程度など）を想定されているかをご教示ください。</p> <p>②フォトモニタージュ法についての記載がありますが、地域住民や観光客、関係団体等へフォトモニタージュを提示したアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて風力発電機の基数、配置等を検討することを想定されているかについて、ご教示ください。</p>	<p>①「天の川」については、工事中の風力発電設備の輸送ルートとして使用する可能性を検討しています。輸送ルートとして使用する場合は仮設橋梁を設置する改変が考えられますが、他の輸送ルートについても検討することで、今後の工事計画において天の川の改変は可能な限り回避するよう検討します。</p> <p>②方法書以降の手續においては、現地調査を実施のうち、主要な眺望点からのフォトモニタージュを作成し景観への影響を確認する予定です。調査結果のアンケート実施については現時点で想定していませんが、自治体はもとより地域の皆さまに対し積極的なコミュニケーションを図り、丁寧な説明やご理解が深まる機会の創出に努めるとともに、幅広くご意見を伺いながら、頂戴したご意見を踏まえ風車発電機の基数、配置等を検討します。</p>
			2次	<p>フォトモニタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季（春季・夏季・秋季・冬季）を通して撮影した写真で複数枚作成してください。 また、使用する写真は35mmフィルム換算の焦点距離50mm相当で撮影するなどし、肉眼で見たときの印象に近くなるように作成をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり、フォトモニタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季（春季・夏季・秋季・冬季）を通して撮影した写真で複数枚作成します。写真の撮影にあたっては、ご意見いただいた焦点距離の条件のほか、「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）も参考に実施します。なお、同ガイドライン（抜粋）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、人間の視野特性に近い水平画角60°程度での撮影を基本とする（眺望範囲が60°以上の場合は、水平画角60°でパノラマ撮影）。 ・水平画角60°程度の写真は、一般的にはデジタルカメラの場合＝焦点距離20mm程度、フィルムカメラの場合＝同28mm程度のレンズを使用すれば撮影できる。との記載があります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-7	252	(3)方法書以降の手続きにおいて留意する事項【人触れ】	1次	<p>①「まんまる桜」について、土地改変の回避または最小化を図るとされていますが、回避を優先的に検討されるのか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②方法書作成にあたっては、「上ノ国町民スキー場」などの人と自然との触れ合いの活動の場についても、アクセスルートと工事用車両の走行ルートが重複する可能性を考慮し、調査地点の候補として検討されるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①土地改変の回避を優先的に検討します。</p> <p>②人と自然との触れ合いの活動の場について、現時点では工事計画の熟度が低いため、今後具体化のうえ、人と自然との触れ合いの活動の場のアクセスルートと工事用車両の走行ルートが重複する可能性がある場合は、調査地点の候補とすべきかの検討を行います。</p>
4-8	254 255	第4.4-1表 計画段階配慮事項の評価結果及び方法書以降の手続きにおける留意事項	1次	<p>方法書以降の手続きにおける留意事項に「可能な限り土地改変の最小化を図る」とあります。</p> <p>①景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については土地改変の回避についても留意していますが、動物・植物・生態系において、「天の川鳥獣保護区」及び「まとまりのある自然植生（植生自然度10及び植生自然度9）」についても改変範囲を検討する前に、改変しない計画とすることを検討するべきではないでしょうか。事業者の見解をお示しください。</p> <p>②「可能な限り」とは、どの程度の改変に抑えることを指すのか、現段階の想定で構いませんので、それぞれの項目毎（動物、植物、生態系）に具体的な内容をご教示ください。</p>	<p>①ご指摘の内容を踏まえ、「天の川鳥獣保護区」及び「まとまりのある自然植生（植生自然度10及び植生自然度9）」は方法書以降の手續において可能な限り回避を含めた土地改変の最小化を検討します。</p> <p>②現時点では工事計画の熟度が低く、お示しできませんが、土地改変の回避または最小化を実現するために風力発電機の基数・配置、改変区域等を検討します。</p>
			2次	<p>方法書以降の手続きにおける留意事項について、騒音及び超低周波音や風車の影では、「住宅からの距離に留意して風力発電機の基数、配置等を検討する。」とあります。</p> <p>前回の審議会でのご回答の確認となりますが、方法書以降の手續では、質問番号2-6の1次質問⑤でのご回答いただいたとおり、風力発電機と住宅との距離については、現時点の500mを前提とするのではなく、できるだけ離隔をとるよう検討されると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、風車の影に関しては、図書の201ページに示されているように、風車の影の影響はローター直径の10倍の範囲内で発生すると知見があることも踏まえて検討していくのかについても、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>風力発電機と住宅との距離については、現時点の500mを前提とするのではなく、できるだけ離隔をとるよう検討します。</p> <p>なお、風車の影の影響は、ローター直径の10倍の範囲内で発生すると知見も参考にしつつ、適切な調査範囲を設定し予測・評価を実施します。</p>